

情報公開について

① 情報公開に関する基本的な考え

情報公開 に関する 基本的な 考え

- 下水道は非常に公共性が高いインフラである。このため、運営権者が事業の運営を行った場合においても、特殊な技術やノウハウ、特許等の運営権者の権利や正当な利益を害するおそれのある内容を除き、積極的な情報公開が業務の透明性の向上に寄与するものと考えられる。
- PFI法等に基づく情報公開が必要・要請されているものが存在する。

今回

- PFI法等に基づく情報公開が必要・要請されているものを紹介する。
- 先行事例における情報公開に関する要求、公開している内容を紹介する。

② PFI法に基づき必要とされる事業開始前の情報公開事項

○ PFI法等に基づき、主に事業開始までの経緯等について、情報公開が必要・要請されているものが存在する。

内容	情報の内容	根拠*
実施方針の策定の見直し・変更	<ul style="list-style-type: none"> 特定事業の名称、期間及び概要 公共施設等の立地 実施方針を策定する時期 	<ul style="list-style-type: none"> ● 法15条1～2項 ● 法施行規則2条1項
実施方針	<ul style="list-style-type: none"> 特定事業の選定に関する事項 民間事業者の募集及び選定に関する事項 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項 選定事業者に公共施設等運営権を設定する旨 公共施設等運営権に係る公共施設等の運営等の内容 公共施設等運営権の存続期間 第二十条の規定により費用を徴収する場合には、その旨（あらかじめ徴収金額を定める場合にあつては、費用を徴収する旨及びその金額） 第二十二条第一項に規定する公共施設等運営権実施契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項 利用料金に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> ● 法5条2項 ● 法17条
特定事業の選定	<ul style="list-style-type: none"> 客観的な評価（当該特定事業の効果及び効率性に関する評価を含む。） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 法11条1項
客観的な評価(民間事業者の選定結果)	<ul style="list-style-type: none"> 客観的な評価（当該特定事業の効果及び効率性に関する評価を含む。） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 法11条1項
公共施設等運営権実施契約の締結	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設等運営権実施契約の内容（公共施設等運営権者の商号又は名称、前項第二号に掲げる事項その他内閣府令で定める事項に限る。） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 法22条2項
公共施設等運営権の設定	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設等運営権を設定した旨、当該公共施設等運営権に係る公共施設等の名称及び立地、公共施設等運営権に係る公共施設等の運営等の内容、公共施設等運営権の存続期間 	<ul style="list-style-type: none"> ● 法19条3項

* 法とあるものは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）を指す

③ 事業開始後の情報公開に関する考え方

- 管理者が公開していた下水道事業に関する情報が、運営事業開始後に公開されなくなる事は望ましくなく、透明性確保の観点から積極的な情報公開が望ましい。
- 情報公開請求制度については、自治体の制度に準じた規定の作成・公表を運営権者に求めることも考えられる。
- 情報の内容により、運営権者自ら公開する方法と管理者が公開する方法がある。
- 情報公開については、あらかじめ実施契約や要求水準において定めることが望ましい。

情報の例	内容	情報公開の内容詳細・手法
運営事業の実施状況	事業実施計画	● 運営事業の実施計画について、運営権者のウェブサイトや管理者側のウェブサイトなどで公開することが考えられる。
	事業実施結果 (モニタリング結果)	● 運営事業の実施状況、要求水準の達成状況などについて、モニタリング結果等の内容を管理者側のウェブサイトなどで公開することが考えられる。
利用者向けサービス	下水道利用者向けのお知らせ・周知など	● 特に下水道利用者や地域の事業者が関係する業務内容を含む場合は、ウェブサイトなどを活用してわかりやすい情報開示を行うことが望ましい。
下水道事業の事業実施状況	当該下水道事業全体の経営・業務状況	● 従来からの公開状況に応じて、運営事業開始後も下水道事業全体の経営・業務実施状況について公開することが望ましい。
その他住民が請求する情報	—	● 先行事例では、自治体の情報公開請求制度に準じた、情報公開規定の作成と公表を、運営権者に求めることも考えられる。

* 特定の個人を識別できる情報（個人情報）、法人の正当な利益を害する情報（法人情報）など

③-2 先行事例における情報公開に関する要求事項

- 先行事例（浜松市、須崎市、宮城県）における情報公開の方法・内容は、実施契約、要求水準書、モニタリング実施計画書に規定されており、3事例においてほぼ同様に規定されている。

浜松市における情報公開関連の規定内容(抜粋)

書類	内容
情報公開 請求	<p>【実施契約】 第95条 運営権者は、本事業の実施に当たり作成し、又は取得した文書等であって、運営権者が管理しているものの公開については、浜松市情報公開条例（平成13年浜松市条例第32号）の趣旨に沿った取扱規程等を作成し、公表するものとする。</p> <p>2 情報の公開に当たって、文書等の写しの交付を行う場合で、当該写しの交付に要する費用の負担を公開の申出者に求めるときは、その旨を前項の取扱規程等に定めなければならない。</p>
運営権者 による 情報公開	<p>【要求水準書】2.5 情報公開に関する事項</p> <p>下水道事業は、市民生活に直結する重要な社会インフラであることを踏まえ、適時、適正な情報を公平かつ継続的に公開し、経営の透明性の確保に努めること。</p> <p>（1）業務執行体制、収支、環境対策、地域貢献に関する計画等、経営に関する情報のほか、施設の改築、維持管理に関する情報の積極的な公開に努めること。</p> <p>（2）継続的で分かり易い情報公開に努めること。</p>
市による 情報公開	<p>【モニタリング実施計画書】2.5 モニタリング結果等の公表</p> <p>市は、本事業の実施に係る透明性を確保するため、モニタリング結果等を市民に対して積極的に公表する。</p> <p>(1) 実施計画の公表：市は、本モニタリング実施計画書を、市ホームページにおいて公表する。</p> <p>(2) モニタリング結果の月次公表：市は、維持管理業務に係るモニタリング結果のうち、市が必要と認めた事項を、月次で市ホームページにおいて公表する。</p> <p>(3) モニタリング結果の年次公表：市は、市及び第三者機関が作成したモニタリング結果年次報告書を、市ホームページにおいて公表する。</p> <p>(4) 契約内容未達時の措置の公表：市は、契約内容未達時の措置のうち、是正勧告、警告及び命令について、市が必要と判断した場合には、その内容を公表する。また、市は、要求水準違反違約金の請求について、その内容を公表する。</p>

*宮城県では、モニタリング実施計画書において県による水質検査計画書・報告書の公表を記載し、要求水準書において運営権者の公表すべき書類(事業計画（全体、中期、年間）、財務諸表（単体、連結、個別事業）、業務報告書（年間、半期、四半期）)を規定している。

須崎市では、要求水準書において運営権者のセルフモニタリングに関する公表を義務付けている。

③-3 先行事例における情報公開の内容

- 事業を開始した先行事例（浜松市、須崎市）における情報公開状況は下記の通りである。
- 事業実施計画、事業実施結果(モニタリング結果)、下水道利用者向けのお知らせ・周知、下水道事業全体の事業実施状況に関して管理者のウェブサイトや運営権者ウェブサイトで公表されている。

内容		浜松市	須崎市
運営事業の実施状況	事業実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 運営権者ウェブサイトに会社概要、組織図、事業内容紹介、事業計画書を公開 	<ul style="list-style-type: none"> ● 運営権者ウェブサイトに会社概要、組織図、事業内容紹介、事業計画書を公開
	事業実施結果(モニタリング結果)	<ul style="list-style-type: none"> ● 定期的な水質分析結果、モニタリング結果年次報告書を浜松市ウェブサイトに公開 ● 運営権者ウェブサイトに報告書類(セルフモニタリング結果)、財務報告書、入札・契約情報、地域・社会貢献施策の実施状況を公開 	<ul style="list-style-type: none"> ● 定期的なモニタリング結果(議事録)を須崎市ウェブサイトに公開 ● 運営権者ウェブサイトに運転管理状況(月次)、モニタリング議事録、地域・社会貢献施策の実施状況を公開
利用者向けサービス	下水道利用者向けのお知らせ・周知など	<ul style="list-style-type: none"> ● 浜松市ウェブサイトにおいて下水道利用者向けに使用料徴収の変更などについて公表・周知を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 運営権者ウェブサイトによくある質問(事業方式や契約に関する説明)を掲載
下水道事業の事業実施状況	当該下水道事業全体の経営・業務状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 浜松市ウェブサイトにおいて西遠処理区の公共施設運営等事業を含めた下水道事業の経営状況(経営プラン、実績)を公表 	<ul style="list-style-type: none"> ● 須崎市ウェブサイトにおいて下水道事業の経営状況・計画を経営戦略として公表している。

- 先行事例のコンセッション事業において、運営権者として従事している民間事業者から情報公開に関する意見を聴取したので紹介する

民間意見

- 民間事業者からの提案事項及び内容については、特殊技術やノウハウ等の秘匿すべき情報を守るといった記載も検討して頂きたい。
- 民間事業者からの提案事項及び内容については、自治体の「情報公開条例」による公開・非公開の判断だけではなく、「行政機関情報公開法」、「著作権法」での位置づけを明記していただきたい。
- 自治体が、今まで公開していなかった情報を追加的に公開させることは、あまり望ましいと思わない。自主的に運営事業者がやることで良いのではないか。

出典) 国土交通省による聞き取り調査より